

総財公第124号  
平成24年12月25日

各都道府県総務部長  
(財政課、市区町村担当課扱い)  
各都道府県企業管理者  
各指定都市財政局長  
各指定都市企業管理者  
関係企業団企業長  
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局公営企業課長  
( 公 印 省 略 )

#### 地方公営企業法施行規則等の一部改正について (通知)

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第107号。以下「一部改正省令」という。)が公布され、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。)、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号。以下「地方債省令」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号。以下「健全化規則」という。)の一部が改正されました。

今回の改正は、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)による改正後の地方公営企業会計基準(以下「改正基準」という。)への移行に当たって必要な関係規定の整備を行うほか、資金不足比率等の算定においてPFI事業に係る割賦負担金等の債務を地方債の取扱いに準じて除外するための改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村並びに企業団及び一部事務組合等に対しても、この旨御周知願います。

また、今回の改正は、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)による改正内容とあわせて一体的に運用されるものであることから、「地方公営企業法施行令等の一部改正及び地方公営企業法施行

規則等の一部改正について（通知）」（平成24年1月27日付け総財公第11号）の内容についても、あわせて御確認いただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 地方公営企業会計基準に関する事項

#### 一 強制評価減及び減損処理後の減価償却

規則第8条第3項第1号に基づく強制評価減及び同項第2号に基づく減損処理後の固定資産については、当該資産の残存耐用年数（法定耐用年数から当該資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数）を用いて減価償却額を算定することとしたこと（規則第15条第1項及び第16条第1項）。

#### 二 リース資産の減価償却

所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）に係るリース資産の減価償却は、償却限度額を設けないこととしたこと（規則第17条第2項）。

#### 三 セグメント情報に関する注記

報告セグメント（地方公営企業を構成する一定の単位をいう。）の区分は、企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもので定めるものとしたこと（規則第40条第2項）。

#### 四 リース会計に係る特例の対象の明確化

リース会計の適用について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業については、リース会計を適用しないことができることを明確化したこと（規則第55条）。

#### 五 損益計算書様式の改正

当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額（みなし償却制度の廃止に伴う経過措置により資本剰余金から振り替えた未処分利益剰余金の額及び組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額）を記載する欄として「その他未処分利益剰余金変動額」の項目を追加したものであること（規則別記第10号）。

#### 六 その他

その他所要の規定の整備を行ったものであること（規則第6条第2項第2号、別表第1号及び別記第13号）。

## 第二 資金不足比率等の算定に関する事項

### 一 地方財政法施行令における資金の不足額の算定方法に係る経過措置

ファイナンス・リース取引におけるリース債務（以下「リース債務」という。）に係る経過措置を定めた地方債省令附則第8条の2の規定にかかわらず、当分の間、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第15条第1項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額の算定に当たって、流動負債には次の(1)及び(2)に掲げる負債のうち当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものを含まないものとする経過措置を設けたこと（地方債省令附則第8条の3）。

(1) 地方債省令第7条第1号に掲げる経費（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）に係る負債

(2) (1)に準ずるものとして総務大臣が認めるもの

### 二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における資金の不足額等の算定方法に係る経過措置

リース債務に係る経過措置を定めた健全化規則附則第3条の規定にかかわらず、当分の間、次の経過措置を設けたこと（健全化規則附則第4条）。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第3条第1項、第4条第1項及び第16条に規定する当該年度の前年度の資金の不足額又は資金の剰余額の算定に当たって、流動負債には次の(1)及び(2)に掲げる負債のうち当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものを含まないものとする。

(1) 健全化規則第8条第1号に掲げる経費（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）に係る負債

(2) (1)に準ずるものとして総務大臣が認めるもの

2 1により流動負債に含めないものとされた負債がリース債務に係るものである場合においては、健全化令第17条第2号に規定する負債には当該リース債務を含めるものとする。

## 第三 施行期日及び経過措置に関する事項

### 一 施行期日に関する事項

この改正は公布の日から施行するものであること（一部改正省令附則第1条）。

## 二 規則の一部改正に伴う経過措置

- 1 改正後の規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例によるものであること（一部改正省令附則第2条第1項）。
- 2 法の規定の全部又は一部を適用する公営企業が、1にかかわらず、改正基準を平成24年度又は平成25年度の事業年度から適用する場合においては、改正基準が最初に適用される事業年度から、改正後の規則の規定を適用するものであること（一部改正省令附則第2条第2項）。

## 三 地方債省令の一部改正に伴う経過措置

- 1 改正後の地方債省令附則第8条の3の規定は、平成27年度以後の年度における地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第5項第1号及び第5条の4第3項第1号に規定する当該年度の前年度の資金の不足額（以下この条において「当該年度の前年度の資金の不足額」という。）の算定について適用し、平成26年度以前の年度における当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、なお従前の例によることとしたこと（一部改正省令附則第3条第1項）。
- 2 改正後の規則の規定を平成24年度又は平成25年度の事業年度から適用する公営企業に係る当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、1にかかわらず、それぞれ平成25年度又は平成26年度から改正後の地方債省令附則第8条の3の規定を適用するものとする（一部改正省令附則第3条第2項）。

## 四 健全化規則の一部改正に伴う経過措置

- 1 改正後の健全化規則附則第4条の規定は、平成27年度以後の年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第2号ロに規定する資金の不足額、同号ニに規定する資金の剰余額、同法第22条第2項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額及び同項に規定する当該年度の前年度の事業の規模の算定について適用し、平成26年度以前の年度における資金の不足額等の算定については、なお従前の例によることとしたこと（一部改正省令附則第4条第1項）。
- 2 改正後の規則の規定を平成24年度又は平成25年度の事業年度から適用する公営企業に係る資金の不足額等の算定については、1にかかわらず、それぞれ平成25年度又は平成26年度から改正後の健全化規則附則第4条の規定を適用するものとする（一部改正省令附則第4条第2項）。